

## 2月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和7年2月4日（火） 午後2時00分～午後3時18分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教育長 松山 淳  
委員 西川 倫予 山下 恵子 穴水 正哲 杉山 健  
事務局 教育次長(鈴木啓二) 教育総務課長(戸田昌宏)  
学校教育課長(黒柳孝江) 幼児教育課長(岡部考伸)  
スポーツ・生涯学習課長(竹中幹晴) 図書館長(菅沼 稔)  
教育総務課長代理(仲本真武)
- 4 報 告 第 1 号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
第 2 号 豊田佐吉翁記念奨学金奨学生選考委員の委嘱又は任命に  
ついて  
第 3 号 湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について
- 5 議 案 第 1 号 湖西市公立学校管理規則の一部を改正する規則について  
第 2 号 湖西市公立学校学籍事務取扱要領の一部を改正する要領  
について  
第 3 号 湖西市公立学校処務規程の一部を改正する規程について  
第 4 号 湖西市いじめ対策連絡協議会要綱の一部を改正する要綱  
について  
第 5 号 令和6年度湖西市一般会計補正予算（第9号）要求につ  
いて  
第 6 号 令和7年度当初予算要求について  
第 7 号 市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並び  
に教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議  
について

午後2時00分開会

**(松山教育長)** 出席は5名、定足数に達しているので、令和7年2月湖西市教育委員会定例会を開会する。

**(松山教育長)** それでは審議に入る。報告第1号「湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、事務局の説明を求める。

**(教育総務課長)** 報告第1号「湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年湖西市条例第24号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和7年2月4日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

今回の改正は、放課後児童クラブの支援の単位を構成する児童の数の規定について改正を行うもので、ただし書きを追加するものである。

条例の附則において、「一の支援の単位を構成する児童数が40人を超えるものについては、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第12条第4項の規定は、適用しない」とあり、今現在、この附則規定により、令和7年3月31日までは40人を超える児童の受け入れを可能とする時限的なものとなっている。

今回の改正では、ただし書の追加により、40人を超える児童の受け入れを、衛生面・安全面が確保できれば、引き続き可能とするものである。

現在40人を超えて受け入れをしているクラブは、全16クラブのうち5クラブあり、今回の改正によって、これらのクラブで今と変わらず児童の受け入れに対応できることとなる。なお、条例施行日は、令和7年4月1日からとする。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(西川委員)** 5クラブの場所を教えてください。

**(教育総務課長)** 新居小学校の校庭の2階建ての建物の二つのクラブと、あと岡崎小学校の校庭にあります三つのクラブ、合計の5クラブである。

---

**(松山教育長)** 続いて、報告第2号「豊田佐吉翁記念奨学金奨学生選考委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

**(教育総務課長)** 報告第2号「豊田佐吉翁記念奨学金奨学生選考委員の委嘱又は任命について」、豊田佐吉翁記念奨学金奨学生選考委員会規則（令和5年湖西市教育委員会規則第5号）第3条の規定により、下記の者を豊田佐吉翁記念奨学金奨学生選考委員に委嘱又は任命したので報告する。令和7年2月4日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

本委員会は、豊田佐吉翁記念奨学金の給与に関する条例に基づき設置された委員会で、奨学生の資格を審査し、奨学生の選考を目的に設置されている。委嘱又は任命した委員は7名で、任期は令和7年1月1日から令和8年12月31日までの2年間で、市長、教育長の2名が新任である。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(松山教育長)** 続いて、報告第3号「湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 報告第3号「湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について」、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、下記の者を湖西市スポーツ推進委員会委員に委嘱したので報告する。令和7年2月4日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

令和6年度当初は19人の委員によってスポーツ活動の促進に寄与し、各種事業や行事の企画運営協力を行っていた。この度、スポーツ推進委員から委員としてふさわし

い人材の推薦があり、スポーツ推進委員会において協議した結果、新たな委員として委嘱をした。今回、新たに委嘱した委員は1人で、任期は令和7年1月1日から令和8年3月31日までとなっており、今回の新任委員の委嘱により同委員会委員の構成は、鷺津地区5人、白須賀地区2人、新所地区1人、岡崎地区5人、入出地区2人、新居地区5人の構成となった。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(松山教育長)** 続いて、議案第1号「湖西市公立学校管理規則の一部を改正する規則について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 議案第1号「湖西市公立学校管理規則の一部を改正する規則について」、湖西市公立学校管理規則（昭和44年湖西市教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和7年2月4日提出 湖西市教育委員会教育長 松山 淳。

この規則は、湖西市内の小学校及び中学校の組織及び運営について必要な事項を定めており、改正する箇所は2つある。1つ目は、第4条の休業日、夏季休業日の期間について、現行の7月20日から8月31日を7月15日から8月31日とし、夏季休業の期間を変更する。これは、登下校時における熱中症の危険性を考え、今後夏季休業の開始が早まることを想定しているためである。2つ目は、第37条の学校評議員について、現在、市内には学校評議員を置く学校はなく、学校評議員制度に代わり、学校運営協議会を設置している。あわせて湖西市学校運営協議会規則も既にあるため、この条文を削除するものである。なお、施行日は令和7年4月1日とする。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(穴水委員)** 他の冬季休業日などは変更はないということによいですか、また学習面は大丈夫そうですか。

**(学校教育課長)** 他の変更はない。また実際に15日になるわけではなく、20日にしていると1日でも早くした場合に規則にそぐわなくなることから、15日に設定をした。実際にここまで長く夏季休業をとるわけでないため、学習面の遅れに心配はない。

**(松山教育長)** それでは、議案第1号「湖西市公立学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第1号「湖西市公立学校管理規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 続いて、議案第2号「湖西市公立学校学籍事務取扱要領の一部を改正する要領について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 議案第2号「湖西市公立学校学籍事務取扱要領の一部を改正する要領について」、湖西市公立学校学籍事務取扱要領（湖西市教育委員会告示第14号）の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和7年2月4日提出 湖西市教育委員会教育長 松山 淳。

この要領は、湖西市内の小学校及び中学校の学籍事務の取扱いに関し必要な事項を定めており、改正する箇所は3カ所である。1つ目は、現行の第12条を第14条とするもので、新たに第12条、第13条を追加するものである。2つ目は第12条、編入学事務の追加で、これまでは転出事務ならびに転入事務の条文は明記されていたが、外国に

ルーツをもつ児童生徒の編入学が増加している状況から、その事務について追加をするものである。ただし、手続に関しては、第8条の転入事務に準ずるものである。3つ目は第13条、退学事務の追加で、第12条の追加に伴い、母国に帰国する外国籍の児童生徒や、日本人学校や海外現地校へ転出する日本国籍を有する児童生徒に必要な退学事務について追加するものである。なお、施行日は令和7年4月1日である。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(杉山委員)** 今までは小中学生が転出される場合は、何もせずに異動されていたのを今回変えるということですか。

**(学校教育課長)** 退学に関しての明記がなかったが、実際にはその事務は行っていたことから、今回新たに追加したものである。

**(西川委員)** 確認ですが、保護者の方の手続きは変わりがなく、今までもやっていたことの記載がなかったからこれを追加するという理解でよろしかったですか

**(学校教育課長)** その通りである。

**(松山教育長)** それでは、議案第2号「湖西市公立学校学籍事務取扱要領の一部を改正する要領について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第2号「湖西市公立学校学籍事務取扱要領の一部を改正する要領について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 続いて、議案第3号「湖西市公立学校処務規程の一部を改正する規程について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 議案第3号「湖西市公立学校処務規程の一部を改正する規程について」、湖西市公立学校処務規程（令和5年湖西市教育委員会規程第2号）の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和7年2月4日提出 湖西市教育委員会教育長 松山 淳。

この規程は、校務処理及び執務要領に関し必要な事項を定めており、改正する箇所は2つである。1つ目は第20条ならびに第22条の特別休暇を取得する際の提出文書について、従来は指定された様式に沿った診断書を提出していたが、静岡県教育委員会処務規程とそろえて、診断書を医師の任意様式の診断書とするものである。2つ目は第37条の履歴書について、職員を、校長は職員に改め、速やかにを削り、校長に提出しを、備えに改めた。現在、新規採用者の履歴書は静西教育事務所が作成し、5月頃、学校に送付されており、転任者についても異動時に新任校への履歴書の提出は求めているため、実状にあった表記とするものである。なお、施行日は令和7年4月1日である。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(松山教育長)** それでは、議案第3号「湖西市公立学校処務規程の一部を改正する規程について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第3号「湖西市公立学校処務規程の一

部を改正する規程について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 続いて、議案第4号「湖西市いじめ対策連絡協議会要綱の一部を改正する要綱について」、事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 議案第4号「湖西市いじめ対策連絡協議会要綱の一部を改正する要綱について」、湖西市いじめ対策連絡協議会（平成8年湖西市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正したいので承認を求める。令和7年2月4日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この要綱は、湖西市の小中学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図るために必要な事項を定めており、今回改正する箇所は3カ所である。1つ目は、協議会の名称を変更する点で、令和6年10月に施行された湖西市いじめ防止対策推進条例第13条の規定により設置された「湖西市いじめ問題対策連絡協議会」との混同を避けるため、「湖西市いじめ対策推進協議会」と変更するものである。2つ目は、第3条の構成について、協議会の構成員にこども未来部こども政策課長を追加するものである。先述のいじめ防止対策推進条例の制定に伴い、教育委員会主催の協議会に市長部局から加わることによる連携を図るためのものである。3つ目は、第6条の会議について、10月開催とありましたが、実際に即したものに変更するものである。施行日は令和7年4月1日である。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(西川委員)** 開催を6月と10月から、6月と1月に変えるというのは、今10月は行っているわけではなく、それを何か理由があって1月に変えるということですか。

**(学校教育課長)** 実際に今1月に行っており、1月にやることで1年間を振り返った報告が各校から聞け、次年度に活かせることから、実際の運用に合わせた改正とした。

**(松山教育長)** それでは、議案第4号「湖西市いじめ対策連絡協議会要綱の一部を改正する要綱について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第4号「湖西市いじめ対策連絡協議会要綱の一部を改正する要綱について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 議案第5号、議案第6号、議案第7号については、市議会定例会に上程する前の議案のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定及び湖西市教育委員会会議規則第14条第1項ただし書の規定により、本議案の審議は非公開としたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

**(松山教育長)** 異議なしと認め、本議案の審議については非公開に決定した。

(傍聴者退席)

---

**(松山教育長)** 議案第5号「令和6年度湖西市一般会計補正予算（第9号）要求について」、事務局の説明を求める。

**(教育総務課長)** 議案第5号「令和6年度湖西市一般会計補正予算（第9号）要求につ

いて」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長に別紙のとおり補正予算を要求したいので、教育委員会の意見を求める。令和7年2月4日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳

補正予算のうち、教育委員会担当課別の要求額一覧は、教育総務課、歳入1,764万1千円の増額、歳出8,082万2千円の増額、幼児教育課、歳入9,679万6千円の増額、歳出1億2,004万9千円の増額、スポーツ・生涯学習課、歳出3,459万7千円の増額、全体の合計といたしまして、歳入は1億1,443万7千円の増額、歳出は2億3,546万8千円の増額である。

始めに歳出について説明する。

3款2項1目 児童福祉総務費 放課後児童健全育成事業費の補正額は、126万5千円で、放課後児童クラブでの障害児受入や最低賃金の改定に伴う支援員等の人件費の増額及び備品の更新に伴い、委託料を増額するものである。

3款2項3目 保育所費 民間保育所等助成事業費の補正額は、1億2,004万9千円で、物価高騰の影響を受けた民間保育所等に対する交付金の計上及び人事院勧告により公定価格（保育所等の運営費）が改定されたことにより扶助費を増額するものである。

10款2項1目 学校管理費 小学校施設管理運営費の補正額は、206万8千円で、令和7年度に特別支援学級のクラス増が見込まれる2校及び入級者増が見込まれる2校について、消耗品費及び備品購入費を増額し対応の準備をするものである。

10款2項3目 学校整備費 小学校施設整備費の補正額は、9,474万3千円で、国の交付金を活用し、白須賀小学校トイレ改修工事を実施するため、工事請負費を増額するものである。なお、この予算は令和7年度に繰り越すものである。

10款3項1目 学校管理費 中学校施設管理運営費の補正額は、174万6千円で、令和7年度の特別支援学級のクラス増が見込まれる1校について、消耗品費及び備品購入費を増額し対応の準備をするものである。

10款3項3目 学校整備費 中学校施設整備費の補正額は、1,900万円の減額で、鷺津中学校中校舎長寿命化改修工事の入札差金による不用額を減額するものである。

10款7項1目 保健体育総務費 社会体育施設維持管理費の補正額は、3,459万7千円で、アメニティプラザ及び湖西運動公園他5施設について、光熱水費等の不足が見込まれることから、協定書に基づき指定管理者へ支払う委託料を増額するものである。また、旧新居町温水プール解体工事について、当初予定していた金額より安価に施工できたため、工事請負費を減額するものである。

続いて歳入について説明する。

15款2項3目 国庫支出金 及び16款2項3目 県支出金の補正額は、合計84万2千円で、放課後児童健全育成事業の事業費増に伴い、国庫・県補助金を増額するものである。

15款1項3目 国庫支出金 及び16款1・2項3目 県支出金の補正額は、合計9,679万6千円で、人事院勧告により公定価格（保育所等の運営費）が改定されたことで扶助費が増額となったことに伴い、国庫負担金、県負担金及び県補助金を増額するものである。

15款2項10目 国庫支出金の補正額は、1,679万9千円で、白須賀小学校トイレ改修工事において、国より追加交付された国庫補助金を計上するものである。

**（松山教育長）** 質疑のある方は発言をするように。

**（西川委員）** 白須賀小学校のトイレ改修により、小中学校のトイレ改修は終了する目途がたったのですか。

**（教育総務課長）** 白須賀小学校が来年度実施をして、来年度は鷺津小学校の改修の実施設計を行いたいということで予算要求をしている。予算が通れば来年実施設計をして、再来年度実施して鷺津小学校の整備は終わる。残る知波田小学校は学校再編の絡みもあるため状況を見ながらということになるが、おそらくその間には再編が進むかと思われることから、東小学校から始まった小学校におけるトイレの洋式化の整備については、一通り終わる。

**（山下委員）** 卒業式で回らせていただいた中で児童生徒さんの方はある程度良くなってきていると思うのですが、職員トイレに関してはどうなっていますか。

**（教育総務課長）** 今回の整備は児童が使用するトイレということで、18基の和式のトイレを13基の洋式に改修する設計である。

**（山下委員）** そこで働いていらっしゃる職員の方もやっぱり落ち着ける場所っていうと個室になるのかなって思うので、その辺も考えていただければと思います。

**（松山教育長）** それでは、議案第5号「令和6年度湖西市一般会計補正予算（第9号）」

要求について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第5号「令和6年度湖西市一般会計補正予算(第9号)要求について」は原案のとおり承認された。

**(松山教育長)** 続いて、議案第6号「令和7年度当初予算要求について」、事務局の説明を求める。

**(教育次長)** 議案第6号「令和7年度当初予算要求について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、市長に別紙のとおり当初予算を要求したいので、教育委員会の意見を求める。令和7年2月4日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳

教育委員会の歳入の合計は、1,272,306千円、歳出の合計は5,358,718千円である。令和7年度予算要求について、主だった事業について説明する。

3款 民生費、2項 児童福祉費について 1目 児童福祉総務費 放課後児童健全育成事業費は、放課後児童クラブの運営経費で、令和7年度に新居小学校区のクラブ運営を民間事業者に委託するものである。

3目 保育所費 民間保育所等助成事業費は、前年度に比べ大幅に増額となっており、増額の主な理由は、1. 民間保育所等助成事業のうち、(4)民間保育園等施設整備事業において、民間保育所等の大規模修繕に要する経費を補助することや、2. 施設型給付において、公定価格(保育所等の運営費)が、人事院勧告を反映して改定されたことによるものである。

10款 教育費について、1項 教育総務費 3目 教育指導費 教育指導関係経費は前年度に比べ増額となっている。増額の主な理由は、2. 学校教育運営事業において、令和7年度に、中学校において新たに使用する教師用教科書と指導書を購入することや、部活動の地域展開等の推進に向け、新たに部活動指導員を任用するためである。そのほか、5. 不登校児童生徒適応教室事業において、増加する不登校生徒を適切に支援するため、新たに校内教育支援センターを3つの中学校に開設するための増額となっている。

学校給食推進事業費は、安全安心な学校給食を提供するための経費で、前年度に比べ大幅に増額となっている。増額の主な理由は、中学校等に在学する生徒をもつ家庭に対し、学校給食の無償化を実施し、小学校に在学する児童をもつ家庭に対しては、物価高騰により値上げした給食費の一部を補助する。また、令和8年度から給食費を市が徴収するためのシステムを導入し、運用に向けた準備を行う。

4目 教育施設整備費 教育施設整備費の1. 学校給食施設整備事業では、事業地外の上下水道整備や小中学校の受入室の改修工事を実施する。2. 学校再編事業では、学校再編基本計画に基づき、校舎等の改修設計のほか、通学路の安全対策や通学手段等具体的な検討を行う。

2項 小学校費 1目 学校管理費 小学校施設管理運営費は、物価高騰の影響による光熱水費及びICT環境整備のための経費により増額となっている。また、1人1台端末の更新時期を迎え、新たな端末のリースを開始する。

3目 学校整備費 小学校施設整備費は、鷺津小学校トイレ改修工事設計を実施する。

3項 中学校費 1目 学校管理費は、先程説明しました小学校費の学校管理費と同様に、物価高騰の影響や1人1台端末更新などにより増額となっている。

3目 学校整備費 中学校施設整備費は、鷺津中学校北校舎長寿命化工事や南校舎屋上防水工事を実施するものである。

4項 幼稚園費 1目 幼稚園費 幼稚園管理運営費などは、公立幼稚園2園・こども園2園の管理運営に係る経費である。

6項 社会教育費 1目 社会教育総務費は、育休代替職員に係る会計年度任用職員を1名増員するため、前年度に比べ増額となっている。

8目 社会教育施設費は、西部地域センター大規模改修工事が終了したことにより、前年度に比べ大幅な減額となっている。

9目 図書館費は、中央図書館、新居図書館及びこさい電子図書館の維持管理及び運営に係る経費である。

7項 保健体育費 1目 保健体育総務費 社会体育施設維持管理費は、指定管理料のほか、アメニティプラザ内メインアリーナ排煙窓・直流電源装置・非常用発電機蓄電池取替・更衣室照明器具LED化修繕などを実施する。

2目 スポーツ推進費 スポーツ活動推進及び大会運営費では、令和5年度から行っておりますジュニアスポーツクラブ参加費（保険料）の助成を引き続き行う。また、プロスポーツ団体等（デンソーポラリス・静岡ブルーレヴズ・ジュビロ磐田・三遠ネオフェニックス・ブレス浜松）と更なる連携を強化するため、試合観戦・応援機会の提供や各種スポーツイベントの開催などを引き続き行う。

教育委員会に関する令和7年度予算の概要は、以上のとおりである。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(穴水委員)** 細かい数字を見ても分からないですが、現場の職員として全体の予算として足りているのかという気持ちと、周りに幼稚園関係者が多いので聞いた話ですが、幼稚園とこども園に提出する書類、教育委員会に提出する書類の元となるものは、データで手に入るけど、紙で提出しなければいけないところを、何とかならないのかなっていう話を聞きました。実態がどうなっているのか、もしまだ紙ベースでやっているなら、何とか改善していくような思いがあるのかどうか、聞かせていただけたらと思います。

**(教育次長)** 全体の予算について、教育費全体では、前年度に比べて増額となっている。理由としては給食センターの整備、学校再編事業の北部地区の設計で増額となっている。また、民間保育園の助成も増額となっている。傾向としても、教育費は年々増額となっており、教育委員会の立場からするとありがたいと感じている。ただ、まだまだ学校施設が老朽化していることから、引き続きしっかり要求をしていきたい。

**(幼児教育課長)** 提出物は基本的に各園にデータ送信し、提出するという形であるが、全てデータ送信という形にはなっていない。基本的にデータ送信で差し支えないものについては、事務の簡素化のためにも変えていきたいと思っていることから、貴重なご意見ということで、今後改善していきたい。

**(杉山委員)** 学校再編が来年進むと思うのですが、予算的には、北部はある程度計上していきながら、白須賀地区は引き続き協議みたいな形で、来年度は特に何か動くとか、進むっていうのはあまりないという認識でよろしいですか。

**(学校教育課長)** 北部地区については再編基本計画が策定されれば、次年度設計をして、予定通り進めていくところである。白須賀地区についてはまだアンケートを取っていない状態であり、検討委員会もこれからというところである。今後も引き続き地区の方から意見を伺いながら、進めていきたいというところであり、決定していることはまだない。

**(教育次長)** 今年度の予算で、北部地区、白須賀地区、あわせて基本計画策定業務を実施している。北部地区については今年度完了、白須賀地区については令和7年度に予算を繰り越し、引き続き基本計画の策定業務に向け、地域住民の方と意見交換を継続しながら進んでいくことになる。

**(西川委員)** 全体的な予算として市の中で教育に関わるものが、予算として増えているという認識でよいということですね。

**(教育次長)** 令和7年度の予算規模は過去最大になる見込みである。そのため、教育費としての金額は増えているが、全体の率としては増えるかはなんとも言えない。

**(西川委員)** 不登校児童生徒支援事業ですが、新しく鷺津中学校と岡崎中学校と新居中学校に新設される校内教育支援センターというのは、今現在やっているものではなく、新たな取り組みというものが始まるのか教えていただきたいですね。

**(学校教育課長)** 令現在は、保健室登校や別室登校の対応について各学校に任せていた部分があることから、学校からの要望をうけ会計年度任用職員を一枚に1名ずつ配置することとした。8時半から12時半までの1日4時間、指導員に自習の様子を見てもらう予定であり、いずれは教室に戻れることを見据えて、次年度三つの中学校にそのような教室を開設するものである。

**(西川委員)** そこに配置する人員は確保してあるのですか。

**(学校教育課長)** 正式には予算が可決してからとなりますが、交渉をしつつあります。

**(西川委員)** 開設する3校以外の湖西中学校、白須賀中学校の不登校の生徒も、この3校に通うということが可能になるのですか。

**(学校教育課長)** 子供たちが校内教育支援センターに通いながら、自分の教室に少し戻ってみたいと思った時、他校の生徒ではできないことから、まずはこの3校の生徒を対象に始める。

**(西川委員)** 小学校では開設しないのですか。

**(学校教育課長)** まずは不登校の発生率が高い中学校3校から実施する。

**(西川委員)** 不登校の児童生徒さんが年々増加しているというのが現状だと思うので、新しい取り組みで少しずつでも改善していただけたらと思いますので、ぜひ実施していただけたらと思います。

**(西川委員)** 学校給食費負担軽減事業について、先ほど小学校の方も一部補助があるというお話があったのですが、これも予算が通ったらの話になると思いますが、もう少し詳しく説明していただければと思います。

**(教育総務課長)** 現状の一食単価での学校給食の提供が大変だということで、去年の9月議会において給食費の一部を補助する補正予算の承認をいただいた。来年度も1食単価を上げざるを得ない状況のなか、受益者負担として保護者が負担する部分を少しでも軽減させるため、増額分の半分を市で負担することを想定している。

**(西川委員)** 学校給食費徴収管理システムは、これを導入すると今との大きな違いというのはどのようなことですか。

**(教育総務課長)** 現在学校給食費は学校徴収金の一つとして、学年費などと一緒に、学校が保護者口座から引き去りを行っているが、本来、学校給食の提供については、市の責任で行う業務であることから、給食費の徴収を市で行うためにシステムを導入する。

**(山下委員)** 給食に関して、給食センターが令和9年4月に開始されると思いますが、献立は今までは学校の栄養教諭が作成していたと思うのですが、それも全部民間というか給食センターの方に任せてしまうということでしょうか。

**(教育総務課長)** 給食センターの調理や建物の維持管理は、PFIの民間事業者が行うが、事務所内に市の職員、栄養士、県の栄養教諭も在籍するようになることから、献立はこちらが作成する。

**(山下委員)** 保健体育費、社会体育施設維持管理費というところで、アメニティプラザの防犯カメラがずっと機能してないんですね。幼稚園とかこども園と学校関係は安全管理の問題できちんとしていると思いますが、アメニティプラザだけではなくて他の運動公園ですとか、体育センターという、そのあたりも防犯カメラってあったりしますか。

**(スポーツ・生涯学習課)** アメニティプラザは出入口を正面玄関1ヶ所に設定していることから、必ず受付を通り従業員が見てるということで、防犯カメラは機能しておりません。優先順位をつけて行っているが、先ほどの理由で、防犯カメラは比較的優先順位が低いため、後回しになっているのが現状である。

**(山下委員)** 市を通して全体の話ですが、公園とかの防犯カメラがないと、ちょっと怖くなってきた時代だなと思っていて、人の目があれば問題ないですけども、私がアメニティプラザにいたときは、何かに集中していたりすると、今誰か人が通ったぐらいの感覚でいたものですから。

**(スポーツ・生涯学習課)** 運動公園は面積も広いため、今後の検討とする。

**(西川委員)** 放課後児童健全育成事業費なんですけども、これ新居小学校を民間委託していくということですが、現在も民間委託をしているところもありますか。

**(教育総務課長)** 岡崎地区や鷺津地区ではすでに民間の事業者が運営に関わっている。新居地区はシルバー人材センターと育成会で運営していた三つの単位の運営を、令和7年度から民間に委託をするものである。

**(松山教育長)** それでは、議案第6号「令和7年度当初予算要求について」を採決を行

うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第6号「令和7年度当初予算要求について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 続いて、議案第7号「市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並びに教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、事務局の説明を求める。

**(教育総務課長)** 議案第7号「市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並びに教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、湖西市長から別紙のとおり、市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並びに教育委員会の権限に属する事務の補助執行について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議があったので、教育委員会の意見を求める。令和7年2月4日提出湖西市教育委員会 教育長 松山 淳

この協議については、市の令和7年度機構改革に伴い、幼児教育課の業務を市長部局で執行するにあたり、地方自治法第180条の2「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会の執行機関の事務を補助する職員をして補助執行させることができる」及び第180条の7「普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員をして補助執行させることができる」の規定に基づくものである。

協議の対象は、「市長から教育委員会に補助執行させている業務」について、教育委員会への補助執行を解除し、市長部局に戻すものである。対象の事務は、「保育所に関する事」「認定こども園に関する事」「一時預かりに関する事」「子どものための教育・保育給付に関する事」「子育てのための施設等利用給付に関する事務」で、これら幼児教育課で行っている業務を、市長部局へ戻すものであり、教育委員会の権限に属する事務である「幼稚園に関する事」を市長部局に補助執行させるものである。

これらについて、湖西市長より教育長の回答を求められておりますので、回答書で受任の可否を回答するものである。

令和7年度からスタートする次期「湖西市こども計画」のもと、未就学のこどもに係る業務を一元化し、こども政策を一体的に推進することにより、さらなる子育て支援の充実を図るため、これらの業務を市長部局で執行することに関し、教育委員会事務局としては、承諾するものとして回答したいと考えております。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(西川委員)** このようになった場合、具体的にどのように変わるのかを教えてくださいとわかりやすいのですが。

**(教育次長)** 今幼児教育課が行っている業務を市長部局のこども未来部に移管することにより、未就学児の一元化を図る。また令和8年度からこども誰でも通園制度が始まることにより、その受け入れ先の検討を加速させるためにも、一つの部でしっかり調整ができる体制を整えるため、教育委員会から離す組織改革をするものである。

**(西川委員)** そうした方が、いろんなことの事務処理が上手くいくということですね。

**(教育次長)** 市民からも分かりやすい改正である。

**(松山教育長)** それでは、議案第7号「市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並びに教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第7号「市長の権限に属する事務の補助執行及び委任の解除並びに教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 本日の案件については、これをもって全て終了した。  
これにて、令和7年2月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会            午後3時18分終了